

[事案 24-74] 障害保険金支払請求

・平成 24 年 10 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に定める特定要介護状態に該当しないことを理由に障害保険金が支払われないことを不服として、障害保険金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 7 月に利差配当付利率変動型積立保険に加入したが、平成 22 年 7 月から 180 日以上にわたり特定要介護状態であったことから、障害保険金の請求をしたが、約款に定める特定要介護状態には該当しないとして不支払いとなった。しかしながら、平成 22 年 4 月頃より、不眠、食欲減退、やる気がなくなる症状が出現し、平成 22 年 7 月から、双極性感情障害により特定要介護状態が 180 日以上継続したことが診断書により証明されているのであるから、障害保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 主治医及び前医の見解を確認した結果、申立人につき、約款所定の特定要介護状態が 180 日以上継続したと診断しているとの証言は得ていない。
- (2) 当社査定医からは、「うつ病」あるいは「双極性感情障害」により、約款に定める特定要介護状態になることは一般的にはない、との見解を得ている。
- (3) 障害保険金等の支払可否判断は専門医の診断によるが、上記のとおり、専門医である申立人の主治医、前医ともに特定要介護状態の 180 日以上継続について否定していることから、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面等にもとづき審理した。本件の主たる争点は、本契約の約款所定の特定要介護状態が 180 日以上継続していたか否かであるが、この点について双方の主張が相反しており、これを判断するためには、申立人の主治医及び前医の証人尋問や鑑定等により医学的な判断の妥当性を認定する必要がある。しかし、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、主治医等に対する尋問や鑑定等の厳密な証拠調べ手続きを有しないため、本件を適正に判断するためには裁判手続によることが妥当であることから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号により、裁定手続を打ち切ることとした。